

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 16 号

後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成 20 年岩手県条例第 8 号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(拠出金の額の算定)

第 2 条 岩手県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 116 条第 2 項第 1 号の特定期間（以下「特定期間」という。）の初年度の前年度の 2 月末日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金拠出金見込額計算書
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の書類に基づき、特定期間の各年度に広域連合から徴収する法第 116 条第 3 項の財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額を定める。

3 知事は、前項の規定により定めた拠出金の額その他必要な事項を広域連合に通知するものとする。

(拠出金の納付)

第 3 条 広域連合は、各年度の拠出金を当該年度の 12 月末日までに納付しなければならない。

(交付の申請)

第 4 条 広域連合は、後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）から法第 116 条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けようとするときは、特定期間の最終年度の知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金事業交付金所要額計算書
- (2) 別に定める様式による基金事業対象収入額及び費用額実績報告書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第 5 条 知事は、前条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、交付金の交付を行うことが適当であると認めるときは、当該交付金の交付を決定し、その旨を広域連合に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた広域連合が、交付金の交付を受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業交付金請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに交付金を交付するものとする。

(貸付けの申請)

第 6 条 広域連合は、特定期間の初年度において、基金から法第 116 条第 1 項第 2 号に掲げる事業に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けようとするときは、当該年度の知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金事業貸付金所要額計算書
- (2) その他知事が必要と認める書類

第 7 条 広域連合は、特定期間の最終年度において、基金から貸付金の貸付けを受けようとするときは、当該年度の知事が別に定める日までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入申請書（最終年度用）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別に定める様式による基金事業貸付金所要額計算書（最終年度用）
- (2) 別に定める様式による基金事業対象収入額及び費用額実績報告書（最終年度用）
- (3) 別に定める様式による基金事業対象貸付金償還計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(貸付けの決定)

第8条 知事は、前2条の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、貸付金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、当該貸付金の貸付けを決定し、その旨を広域連合に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた広域連合が、貸付金の貸付けを受けようとするときは、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに貸付金を貸し付けるものとする。
- 4 広域連合は、貸付金の貸付けを受けたときは、直ちに別に定める様式による借用証書を知事に提出しなければならない。
(貸付金の償還)

第9条 広域連合は、貸付金の貸付けを受けたときは、貸付けを受けた特定期間の次の特定期間（以下「次期特定期間」という。）の各年度において償還しなければならない。

- 2 貸付金の貸付けを受けた広域連合が次期特定期間の初年度に償還する額は、貸付金の2分の1に相当する額以上の額とする。
- 3 第1項の償還は、各年度の12月末日までに行わなければならない。
(償還期限の延期)

第10条 前条の規定にかかわらず、貸付金の貸付けを受けた広域連合が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の償還期限を延期することができる。

- (1) 災害その他不測の事態が生じた場合においてやむを得ない事情があると認められるとき。
- (2) 前号に定めるほか、知事が特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定により広域連合が償還期限の延期を求めるときは、償還期限の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金償還期限延期申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、延期の可否及び期限を広域連合に通知するものとする。
(繰上償還)

第11条 知事は、貸付金の貸付けを受けた広域連合が、当該貸付金の貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付けの条件に従わなかったときは、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

- 2 貸付金の貸付けを受けた広域連合は、当該貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- 3 前項の規定に基づき広域連合が繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の20日前までに、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金繰上償還通知書を知事に提出しなければならない。
(帳簿の備付け)

第12条 知事は、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金貸付台帳を備え付けておいて、常に貸付金の貸付状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 広域連合は、貸付金の貸付けを受けたときは、別に定める様式による財政安定化基金事業貸付金借入台帳を備え付けておいて、常に貸付金の借入状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度を初年度とする特定期間の拠出金に係る第2条第1項各号に掲げる書類の提出期限については、同項中「初年度の前年度の2月末日」とあるのは、「平成20年5月末日」とする。